

浄法寺漆器及びウルシ木製品貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、県北広域振興局農政部二戸農林振興センター林務室（以下「林務室」という。）が管理する浄法寺漆器及びウルシ木製品の貸し出しについて必要な手続きを定めるものとする。

(貸出物品)

第2条 貸し出す浄法寺漆器及びウルシ木製品は、別表のとおりとする。

(貸出対象)

第3条 浄法寺漆器等の魅力発信が期待できる公的機関が関与するイベントの主催者のほか、林務室の長（以下「林務室長」という。）が認める者。

(貸出手続)

第4条 貸出物品の借り受けを希望する者（以下「借受け者」という。）は、原則として貸出しを受けようとする日の3ヶ月前から5日前までに、「浄法寺漆器及びウルシ木製品借用申請書」（様式第1号）を林務室長に提出するものとする。

- 2 林務室長は、前項の申請があったときは、速やかに貸出の可否を審査し、その結果を借受け者に通知するものとする。
- 3 借受け者は、林務室において直接引渡しを受け、貸出期間の満了の日までに直接返却することとする。やむを得ず配送業者等に依頼する場合は、それに要する経費は借受け者の負担とする。
- 4 借受け者が、貸出物品を飲食その他の用途に使用した場合は、適切な方法により洗浄のうえ返却するものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、返却に要する期間を含め2週間を限度とする。ただし、林務室長が必要と認める場合は貸出期間を延長することができる。

(貸出料)

第6条 貸出料は無料とする。ただし、貸出期間中における貸出物品の運搬及び管理等に要する経費は、借受け者の負担とする。

(使用管理)

第7条 借受け者は、貸出物品の使用管理にあたっては、別記により行うものとする。

- 2 借受け者は、借用申請書に記載した使用目的以外の用途に貸出物品を使用してはならない。

(事故報告)

第8条 借受け者は、貸出物品を破壊、滅失又は毀損した場合には、直ちに林務室長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第9条 借受け者は、その責めに帰すべき理由により貸出物品を破壊、滅失又は毀損した場合には、林務室長の指示に従い、その者の負担においてこれを補償し、又は修理するものとする。ただし、通常の使用により生じた軽微な傷等についてはこの限りではない。

(返還)

第10条 林務室長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条の規定に関わらず、借受け者に対し、貸出物品を返還させることができる。

- (1) 借受け者が、貸出物品を使用しなくなったとき。
- (2) 借受け者が、この要領に違反したとき。
- (3) その他、林務室長が特に必要と認めたとき。

附 則

この要領は、平成22年11月15日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年6月16日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	規格	数量
汁椀（小） 溜	φ113mm×63mm	12客
汁椀（小） 朱	φ113mm×63mm	13客
汁椀（中） 溜	φ121mm×70mm	12客
汁椀（中） 朱	φ121mm×70mm	13客
五寸椀 溜	φ153mm×90mm	15客
六寸平皿 溜	φ182mm×23mm	15枚
七寸多用盛器 溜	φ210mm×63mm	13枚
七寸多用盛器 朱	φ210mm×63mm	12枚
七寸盛鉢 溜	φ210mm×52mm	15枚
角盆 溜	φ336mm×336mm	15枚
塗箸 拭漆	204mm	10膳
塗箸 拭漆	234mm	15膳
塗箸 溜	234mm	14膳
漆茶杯 ※木製茶托付	φ90mm×45mm	10個

別記

浄法寺漆器等の使用管理の方法等について

浄法寺漆器等の使用管理にあたっては、以下のように取り扱うこと。

1 漆器等の使用方法について

- (1) 漆器等の表面に傷がつかないように硬い陶器や金属食器等と激しく接触させないこと。
- (2) 漆器等を長時間水に浸けないこと。
- (3) 漆器等の変色を避けるため、直射日光に当てないこと。
- (4) 直火、電子レンジ、オーブン等での使用はしないこと。

2 漆器等の洗浄方法について

- (1) 漆器等の表面に傷がつかないように柔らかいスポンジを使用し、台所用中性洗剤で洗うこと。
- (2) 漆器等を洗ったときは布巾でしっかり水分をふき取ること。
- (3) 食器洗浄機や乾燥機は使用しないこと。

様式第1号（第4条関係）

浄法寺漆器及びウルシ木製品借用申請書

年 月 日

岩手県北広域振興局
二戸農林振興センター林務室長 様







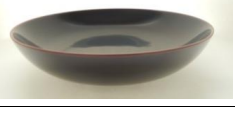

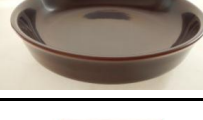




(申請者)
住 所
氏 名
(団体名)

浄法寺漆器及びウルシ木製品貸出要領第4条の規定に基づき、下記のとおり借用を申し込みます。

使 用 目 的 (イベント名、内容)	
使 用 場 所	
借 用 物 品	
借 用 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
借用責任者名 (担当者名)	職・氏名 連絡先
備 考	

貸出物品一覧表

二戸農林振興センター林務室

名称	寸法	色	数量	写真
汁椀(小)	φ113×63mm	溜	12	
		朱	13	
汁椀(中)	φ121×70mm	溜	12	
		朱	13	
五寸椀	φ153×90mm	溜	15	
六寸平皿	φ182×23mm	溜	15	
七寸多用盛器	φ210×63mm	溜	13	
		朱	12	
七寸盛鉢	φ210×52mm	溜	15	
角盆	336×336×20mm	溜	15	
箸	204mm	拭漆	10	
箸	234mm	拭漆	15	
箸	234mm	溜	14	
漆茶杯 ※木製茶托付	φ90mm×45mm	-	10	